

第2次あきる野市総合計画後期基本計画策定基本方針

1 計画策定の趣旨

第2次あきる野市総合計画（以下「第2次計画」という。）の基本構想が目指す将来都市「豊かな自然と人々の絆に包まれ 人やまち、文化を育む 安全・安心なまち あきる野」の実現に向け定めた前期基本計画が、令和4年度から令和8年度までの5か年で終了する。

このため、施策の実施状況、社会的状況の変化等を勘案しながら、引き続き、令和9年度から令和13年度までの5か年の後期基本計画を策定する。

2 計画の構成と期間

（1）基本構想

基本構想は、第2次計画の基礎として、市のまちづくりに対する基本的な考え方（最上位の方針）、基本理念、将来都市像及びこれらを実現するための施策の方向性を示すものであり、その目標年次を計画期間の最終年度である令和13年度としていることから改定しない。

基本構想における将来人口（シミュレーション結果）では、市の人口を令和7年に8万人程度、令和12年に7万8千人程度と見込んでおり、目標年次である令和13年度は、78,300人台の人口の維持を目指している。令和7年4月1日現在、市の人口は7万9千人程度であり、概ねシミュレーションどおりに人口が推移していることから新たな人口推計は実施しない。

（2）基本計画・国土強靭化地域計画

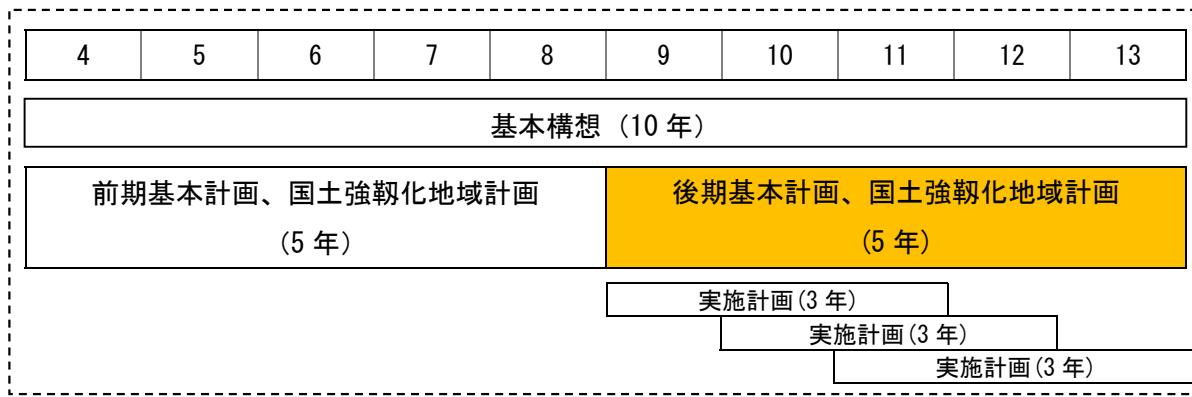
基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像を実現するため、施策の大綱に基づき、具体的な施策の方向を総合的かつ体系的に示した中期的な計画であり、今回は、令和9年度から令和13年度までの5か年の後期基本計画を策定する。

国土強靭化地域計画については、近年の災害の激甚化、頻発化を考慮し、基本構想の実現に向けて、基本計画と同列の位置付けを5年間継続する。

（3）実施計画

実施計画は、後期基本計画に示した具体的な施策の方向に基づき、具体的な事業の内容、実施時期等について、財政的な裏付けを持って策定するものである。

計画期間は3年間とし、社会経済情勢の変化や事業の進捗に対応するため、財政見通しに基づいて修正するローリング方式により毎年度策定する。



3 後期基本計画・国土強靭化地域計画の策定の基本的な考え方

厳しい財政状況が見込まれる中、実現可能な計画とするため、5か年の前期基本計画を基本に、以下の項目を考慮しながら計画づくりを進める。

（1）後期基本計画

① 社会的状況への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった課題に対して、ICT技術等を活用し、強靭な社会を築こうとする動きが求められている。また、社会保障関係経費が増加する中、人件費の上昇や物価高騰の影響も重なり、自治体を取り巻く財政環境は一層厳しさが増している。今後の生産年齢人口の減少も見据えながら、事務事業の見直しやデジタル技術を活用した業務の効率化、多様な主体との連携等の取組を進める。

② 戦略的なインフラマネジメントの推進

人口急増期に集中的に整備された施設を数多く保有し、また、これらを含むこれまで整備してきた社会資本が次第に老朽化するなど、今後も、施設・設備の更新や延命化に対する費用負担の増加が見込まれる。厳しい財政状況が続く中、令和7年度に策定予定の「第2期あきる野市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に効率的な施設の更新・維持管理を進める。

③ 重点施策及び個別施策の見直し

限られた財源を効率的に活用するため、選択と集中により、重点的、優先的に取り組む施策を明確にする。国の動向、社会経済状況、市民アンケート調査の結果などによる市民ニーズを踏まえて、特に、他の施策をリードする波及効果の高い取組、地域特性を生かしたまちの魅力を向上する取組を重点施策として設定する（例：「移住・定住施策」「ふるさと納税の活用」等）。また、必要に応じて、重点施策及び個別施策の体系を整理するとともに、各施策の進捗等を踏まえた内容の時点修正等の見直しを行う。

④ 成果指標の見直し

施策ごとに設定した数値目標（KPI）の達成状況等を市民アンケート調査の結果などを踏まえて検証し、必要に応じて指標の再設定を行うなどの見直しを行う。

(2) 国土強靭化地域計画

① 想定する自然災害の見直し

本市における近年の災害の状況のほか、「国土強靭化基本計画」「東京都国土強靭化地域計画」「あきる野市地域防災計画」の直近の状況を踏まえながら、必要な見直しを行う。

② リスクシナリオと基本計画における施策との対応の見直し

基本計画の施策の見直し等に伴い、リスクシナリオと基本計画における施策の対応の見直しを行う。

4 策定の体制（別紙1参照）

(1) 庁内

策定に当たっては、経営会議、後期基本計画策定検討委員会及び事務局との相互調整により全庁体制で計画づくりを進める。

① 後期基本計画策定本部（経営会議）

策定検討委員会で策定した後期基本計画・国土強靭化地域計画（素案）を審議して、パブリックコメントの後に計画（案）を決定し、議会の議決を経て後期基本計画・国土強靭化地域計画を決定する。

② 後期基本計画策定検討委員会

委員長を企画政策課長、委員を課長級以下で組織する策定検討委員会を設置し、計画期間に必要となる施策内容と指標の設定等について検証・検討を行い、後期基本計画・国土強靭化地域計画（素案）を策定する。

③ 事務局

企画政策部企画政策課を事務局とし、後期基本計画・国土強靭化地域計画の策定に係る全般の調整及び庶務を行う。

(2) 市民

幅広い市民の意見や提言を反映させるため、市民アンケート調査及びパブリックコメントを実施する。

① 市民アンケート調査

無作為抽出による市民アンケート調査を実施することにより、市の施策に対する満足度や重要度を把握し、目標値の設定等に反映させる。実施方法は、令和8年度に実施予定の市民アンケートの質問項目に加える形とし、調査結果を計画に反映ができるよう、調査・集計時期を例年より前倒しする。

② パブリックコメント

計画策定への市民参画の機会を拡充し、広く市民等から意見を求めるパブリックコメントを実施し、提出された意見を考慮した計画づくりを進める。実施時期は、後期基本計画・国土強靭化地域計画（素案）の策定後とする。

(3) 市議会

策定した計画（素案）については総務委員会に報告し、議会の意見を考慮した上でパブ

リックコメントを実施する。パブリックコメントを経て決定した計画（案）を議案として提出し、議決により計画を決定する。

(4) 総合計画審議会

庁内で検討した各施策の修正内容等について、総合計画審議会に諮問し、審議していくだく。審議で得られた意見を踏まえながら、後期基本計画・国土強靭化地域計画の素案を作成する。

5 スケジュール（別紙2参照）

後期基本計画・国土強靭化地域計画は、令和9年3月定例会議に計画案を議案提出することとし、令和7年度後半から令和8年度までの2か年度で策定する。